

監査等の種類

経常的に実施している監査等

苫小牧市で実施している監査等は、次のとおりです。

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて行う監査です。

「財務に関する事務」とは予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務をいい、「経営に係る事業」とは公営企業会計に係る事業（水道事業、市立病院事業等）のように収益性を有する事業をいいます。

これらの事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点に加え、効率性や経済性等にも留意して監査を行っています。

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

市の特定の事務事業について、効率的に行われているか、法令等の定めに従って適正に行われているか等の観点から、監査委員が必要と認めるときに行う監査です。

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金等の財政的援助を与えている団体の財政的援助に係る出納その他の

事務が適正かつ効率的に行われているかという観点から行う監査です。このほか、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人や市の施設を管理している指定管理者についても、同じように監査を行うことができます。

監査委員が必要と認めたときのほか、市長から要求があったときにも行います。

例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納及び保管が書類上も実際上も确实適正に処理されているかについて、毎月実施する検査です。

決算審査（地方自治法第233条第2項・地方公営企業法第30条第2項）

会計年度ごとに調製された一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算について、市長からの依頼に基づき、決算書等の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているか等について審査します。

基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

特定の目的のために定額の資金を運用する基金について、市長からの依頼に基づき、運用状況を示す書類の計数が正確であるか、基金の設置目的に従って确实かつ効率的に運用されているか等について審査します。

財政健全化等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、市長からの依頼に基づき、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率の算定が適正かつ正確であるかを審査します。

その他の監査

このほか、監査委員の職務権限に属する監査等には次のものがあります。

随 時 監 査

（地方自治法第 199 条第 5 項）

定期監査のほか、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときに行う監査です。

公金出納支払事務監査

（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項・地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項）

金融機関が取り扱う苫小牧市の公金の収納又は支払の事務について、監査委員が必要と認めたとき、又は市長から要求があったときに行う監査です。

住民の直接請求に基づく監査

（地方自治法第 75 条）

選挙権を有する市民から、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、市の事

務執行に関し、監査を実施するよう請求された場合に行う監査です。この請求を事務監査請求と呼ぶことがあります。

議会の請求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）

議会から、市の事務執行に関し、監査を実施するよう請求された場合に行う監査です。

請願の措置としての監査（地方自治法第 125 条第 6 項）

議会が採択し、監査委員において措置することが適当として監査委員に送付された請願について、その処理に必要と認めたときに行う監査です。

市長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）

市長から、市の事務執行に関し、監査を実施するよう請求された場合に行う監査です。

住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条）

住民の皆さんから、市長や職員等の違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理等によって市に損害が生じているとして、監査を実施するよう請求された場合に行う監査です。

これらの行為の是正や損害を補填するために必要な措置を講ずるよう請求する

ことができ、監査委員はこの請求に理由があると認めるときは、市長等に対し、期間を示して必要な措置を講ずるよう勧告します。

職員の賠償責任監査

(地方自治法第 243 条の 2 の 2)

次のような場合において、これらの職員の行為によって市に損害を与えたと市長が認めるときに、市長の求めに応じ、その事実があるかどうかを監査し、職員の賠償責任の有無及び賠償額を決定します。

- ① 出納職員等が故意又は重大な過失により保管する現金等を亡失したり、損傷したりしたとき。
- ② 支出負担行為等の権限を有する職員等が故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたり、怠ったりしたとき。